

## 第7章 計画の推進について

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

## 第7章 計画の推進について

---

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 計画の周知

本計画の理念をはじめとする計画の内容を広く市民に共有し、本市における地域福祉を推進するとともに、活動へのさらなる参画を促すため、さまざまな機会を捉えて計画の周知に努めます。

#### (2) 庁内の推進体制

地域福祉施策の推進のためには、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援をはじめ、教育や防災等、さまざまな分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、庁内関係部署との連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

#### (3) 関係機関等との連携

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、地域活動団体、ボランティア、企業等の地域のさまざまな主体が地域福祉に向けての取組みを行うことが重要であり、また、一体的な推進のためにはそれぞれが協働することが必要です。

地域福祉を担う多様な主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

### 2. 計画の進行管理

計画の実効性の確保に向けて、PDCA (Plan Do Check Action) の視点に基づく進行管理を行います。

庁内関係部署や社会福祉協議会の取組を点検・評価していくために、定期的に施策の達成状況や現状を把握し、課題や改善点等の検証を行い、施策の一層の充実を図ります。

さらに、本計画における施策・事務事業は、第5次古賀市総合計画（令和4(2022)年度～令和13(2031)年度）のアクションプランに位置づけられていることから、アクションプランにおける予算編成、行政評価を効果的に連動させ、進行管理を行います。また、有識者や市民などによる複合的な視点を取り入れた検証を行います。

QRコード「アクションプラン」

